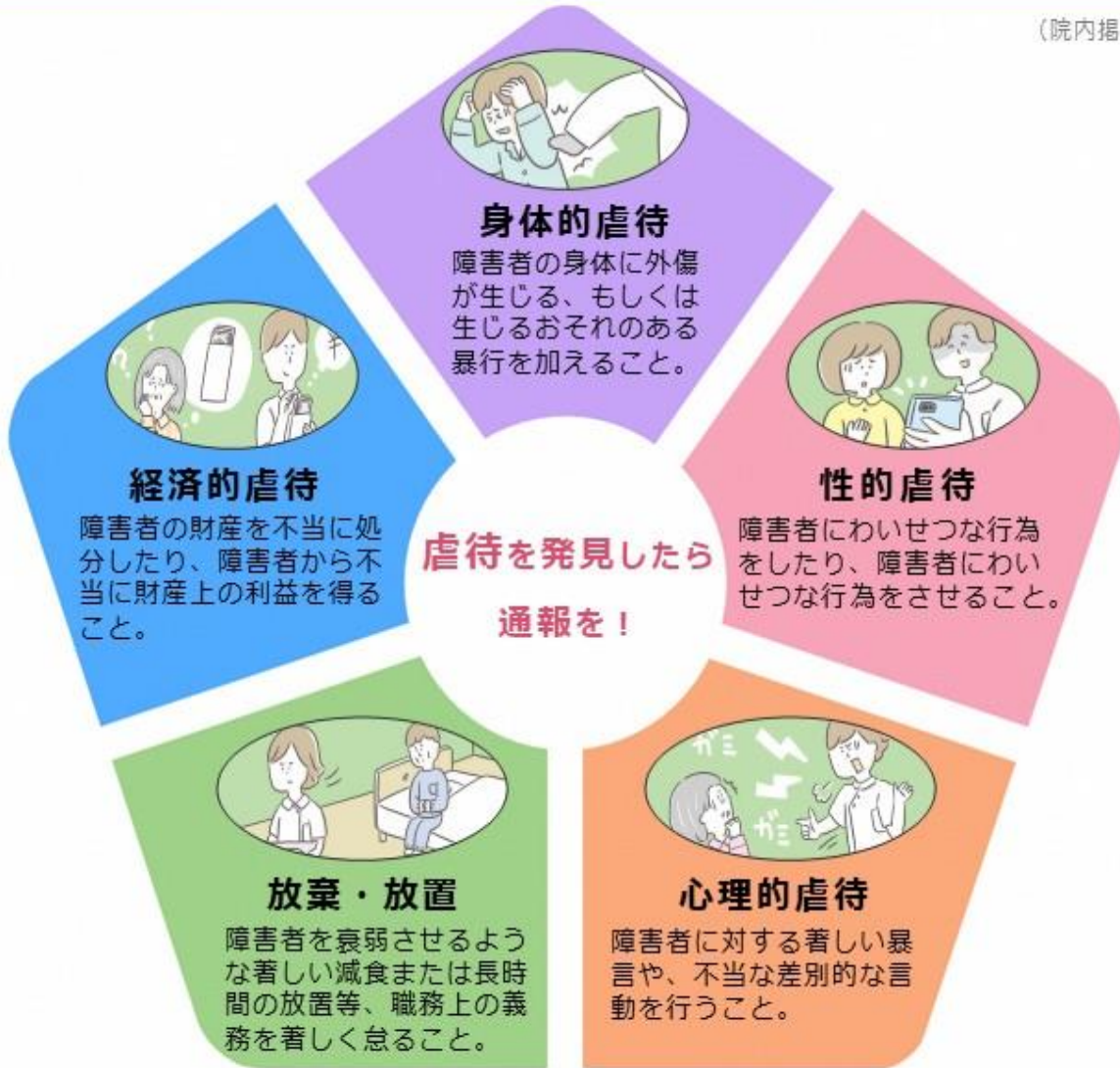


# 精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

(院内掲示用)



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※ 業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します

名称	管轄区域	電話番号
栃木県保健福祉部障害福祉課	宇都宮市	028 (623) 3093
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市	0289 (62) 6224
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285 (82) 2138
県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町	0285 (22) 6192
県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	0287 (22) 2259
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284 (41) 5895

※ 電話による通話が難しい場合には、栃木県ホームページ等から、窓口のメールアドレス等を御利用ください  
(バーコード読み取りが可能な携帯電話をお持ちの方は、右の2次元バーコードを読み取ることで、栃木県ホームページにアクセスすることができます)

※ 各連絡先(電話番号)については、原則、平日日中において受電可能となります



院内の虐待相談窓口：